

令和 6 年度

男女共同参画の推進の取り組み

(令和6年度(2024年度) 男女共同参画の推進に関する年次報告書)



令和 7 年 (2025 年)



はじめに

市では、男女が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざして、平成 17 年 7 月に「越谷市男女共同参画推進条例」(推進条例)を施行し、市民・事業者の皆様と協働してさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

令和3年3月には、「誰もが自分らしく輝き、多様な生き方を認めあう社会」をめざして、

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
- 2 男女が輝き活躍できるまちづくり【越谷市女性活躍推進計画】
- 3 男女が安心して暮らせるまちづくり
- 4 男女共同参画社会を阻む暴力の根絶【越谷市 DV 対策基本計画】

の4つの基本目標を掲げた「第4次越谷市男女共同参画計画」(計画)を策定しました。

本書は、推進条例に規定する年次報告書として、市が計画に基づいて令和6年度に実施した男女共同参画施策の実施状況や評価などについてまとめたものです。

本書を通じて多くの方に、男女共同参画について理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

目 次

第1部 越谷市の男女共同参画施策の実施状況

1	第4次越谷市男女共同参画計画の概要	2
(1)	計画の期間	2
(2)	計画の体系図	2
2	施策の方針ごとの取組状況	3
	施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発	3
	施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	3
	施策の方針3 女性の活躍の推進	4
	施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	5
	施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進	5
	施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり	6
	施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	7
3	前期実施計画における個別事業の実施状況	8
4	前期実施計画の推進状況	10
(1)	「施策の方針」ごとの評価	10
(2)	前期実施計画の進捗状況	11
◆	個別事業の実施状況	12

第2部 越谷市における男女共同参画の現状

1	「施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発」関連	76
(1)	性別による固定的な役割分担意識	76
(2)	男女の地位の平等感	76
(3)	「越谷市男女共同参画推進条例」等の認知度	77
2	「施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」関連	77
(1)	教育・しつけで大切だと思うこと	77
3	「施策の方針3 女性の活躍の推進」関連	78
(1)	政治分野における女性の割合	78

(2) 市の管理職員(行政職)に占める女性の割合	78
(3) 市の審議会等委員に占める女性の割合	79
(4) 自治会長とPTA会長に占める女性の割合	79
4 「施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」関連 ...	80
(1) 保育所・学童保育室の入所児童数	80
(2) 65歳以上の人口と介護保険要介護認定者数の推移	80
(3) 国・県・市区町村における男性職員の育児休業取得状況について	81
(4) 1日の生活で希望どおりの時間配分ができているか	81
5 「施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進」関連	82
(1) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」登録団体数と利用者数の推移	82
(2) 消防団員数の推移	82
6 「施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり」関連	83
(1) 女性・DV相談支援センターにおける相談件数の推移と相談内容	83
(2) 自死(自殺)を考えたことの有無	83
7 「施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援」関連 ...	84
(1) 配偶者等からの暴力の有無	84
(2) 配偶者等からDVを受けたときの相談先	84

資料

1 本市の男女共同参画の推進体制	86
2 本市の審議会等における女性の登用状況	87
3 越谷市男女共同参画推進条例	88

第1部 越谷市の男女共同参画施策の実施状況

- 1 第4次越谷市男女共同参画計画の概要
- 2 施策の取組状況
- 3 個別事業の実施状況
- 4 計画の推進状況

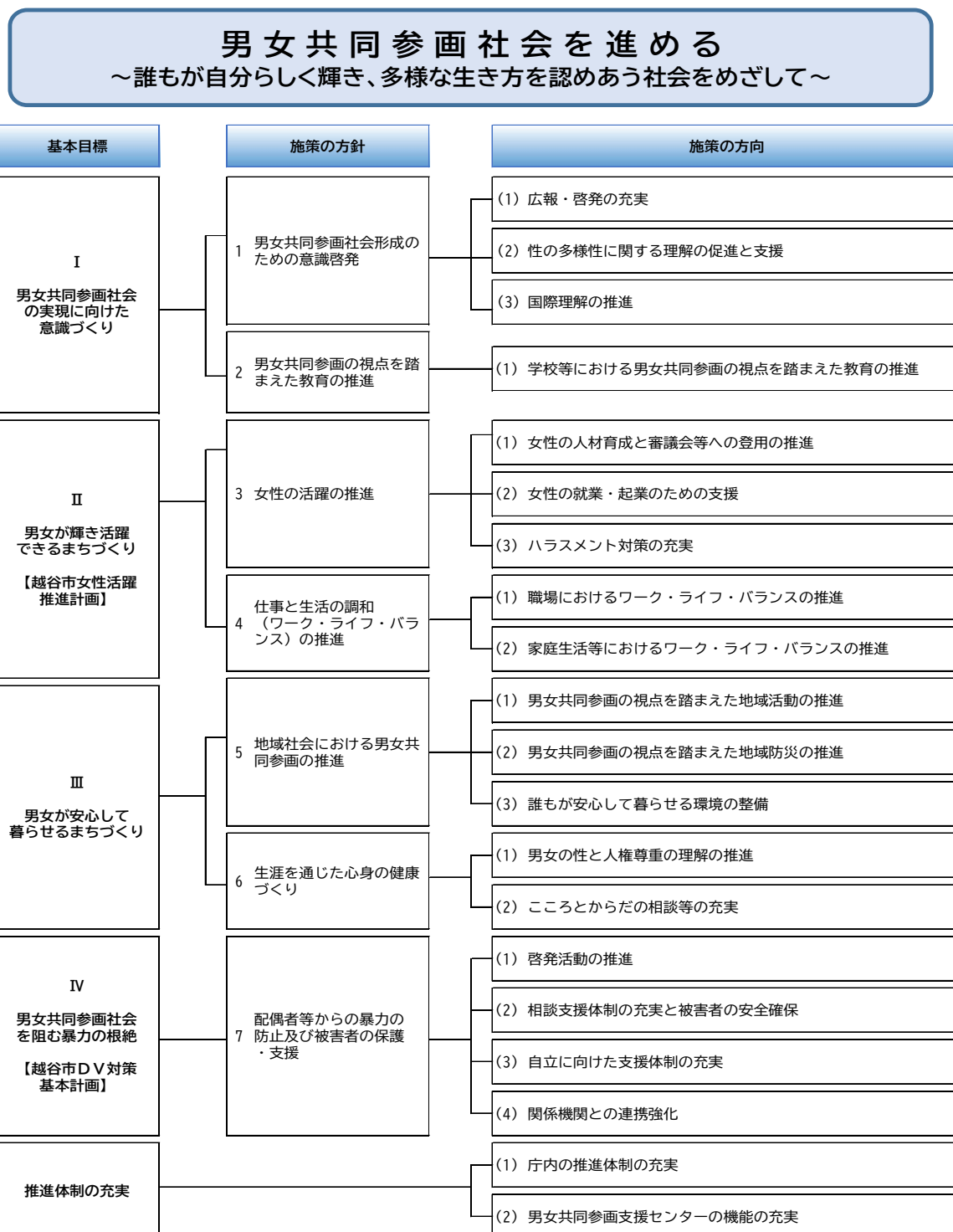
1 第4次越谷市男女共同参画計画の概要

(1)計画の期間

本計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成しています。

計画期間		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本計画	施策の方向性とその内容を体系化したもの										
実施計画	基本計画に基づき実施する個別事業を明らかにしたもの(1期5年間の前期・後期計画)			前期							
								後期			

(2)計画の体系図



2 施策方針ごとの取組状況

基本計画については、基本目標ごとに主な実施事業における数値目標を設定し、その達成度を進捗度合の目安とします。

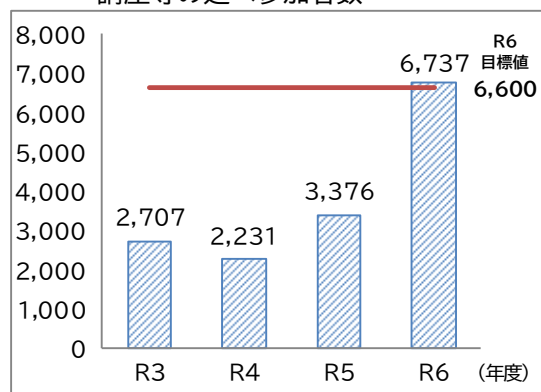
施策の方針1 男女共同参画社会形成のための意識啓発【事業数：16】

男女共同参画社会の実現を妨げる大きな要因である「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識は、いまだに根強く残っています。

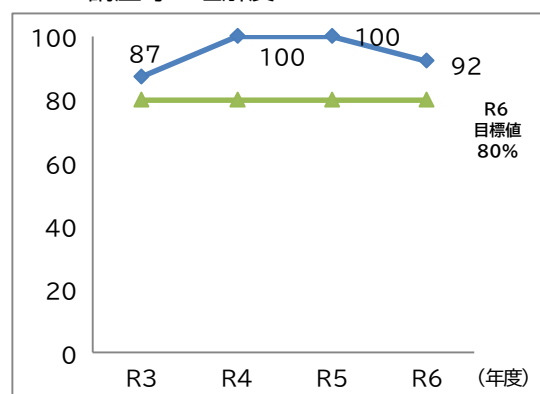
男女共同参画の意識づくりについて、継続的な広報、啓発活動などに取り組んでいます。

また、差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指すため、性の多様性を理解するよう、啓発や支援に取り組んでいます。

【指標】男女共同参画支援センターが実施する講座等の延べ参加者数



【指標】性の多様性の理解促進に関する講座等の理解度



指標	令和3年度 実績値	令和4年度～ 実績値	令和7年度 目標値
越谷市公式ホームページの男女共同参画ページへの年間アクセス件数	61,030 件	—	49,500 件

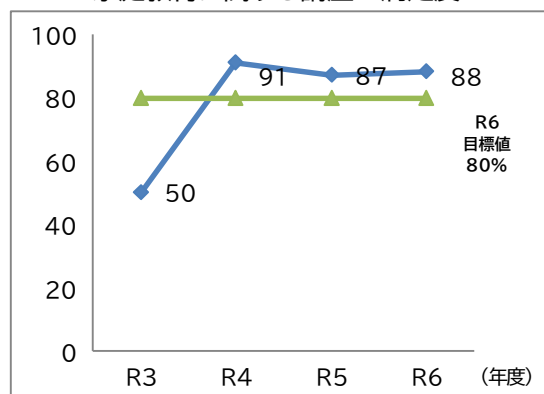
ホームページの年間アクセス件数につきましては、令和4年10月にシステムの入替えを行ったことにより、令和3年度と整合性のとれる集計が不可能となりました。

施策の方針2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進【事業数：6】

男女共同参画の推進を妨げる性別による固定的役割分担意識は、幼少期から成長過程において、長い時間をかけて形成されてきました。

このため、学校や家庭などの教育の場において、次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の視点を踏まえた教育が行われるよう、取り組みを推進しています。

【指標】男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する講座の満足度



【指標】教職員・保護者・子どもに向けた啓発資料の配付回数

実績値				R6 目標値
R3	R4	R5	R6	
各1回	各1回	各1回	各1回	各1回

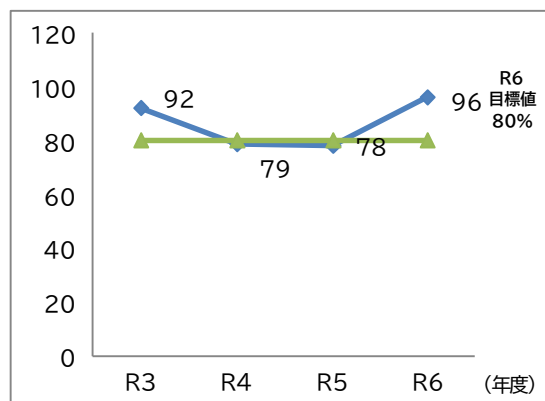
施策の方針3 女性の活躍の推進【事業数:14】

男女が対等な立場で個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる分野において女性が参画することが重要です。女性の活躍を推進するため、男女格差が生じる場合には、男女が平等に参画できるよう取り組みを行っています。

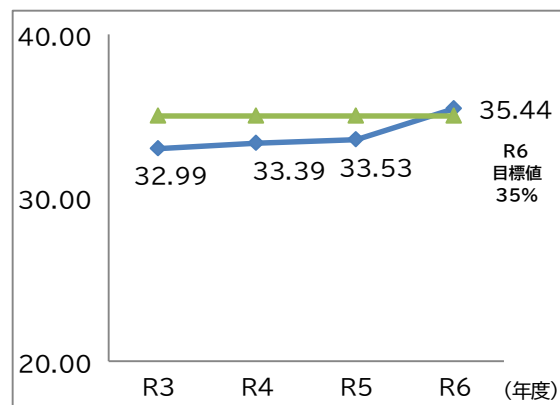
多様化するハラスメントの対策のためには、誰もが働きやすい職場環境の整備が必要です。

このため、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けて、意識改革を図るための啓発を行っています。

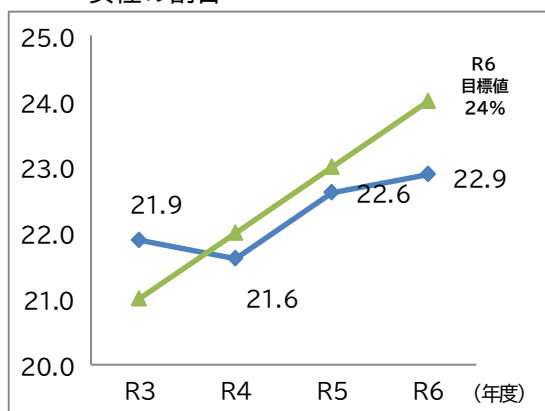
【指標】審議会等における女性の登用推進のための講座の満足度



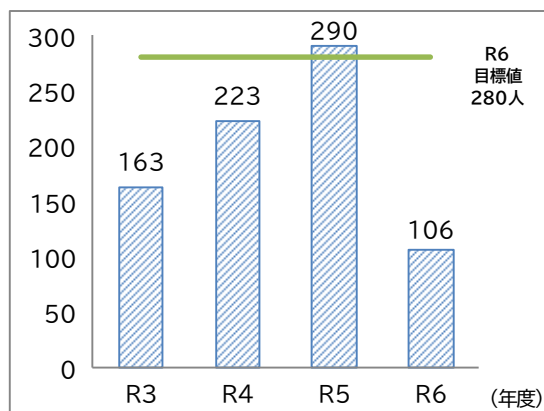
【指標】審議会等における女性委員の割合



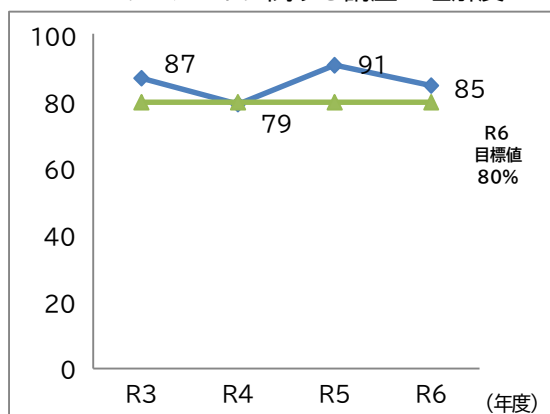
【指標】職員のうち管理職職員における女性の割合



【指標】女性の就労に関する講座の延べ参加者数



【指標】就労に関する法制度や職場におけるハラスメントに関する講座の理解度

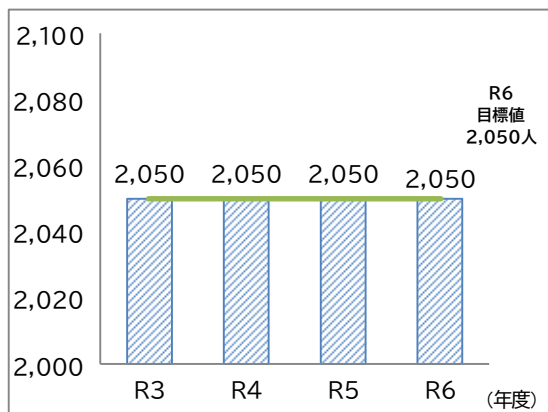


施策の方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【事業数:20】

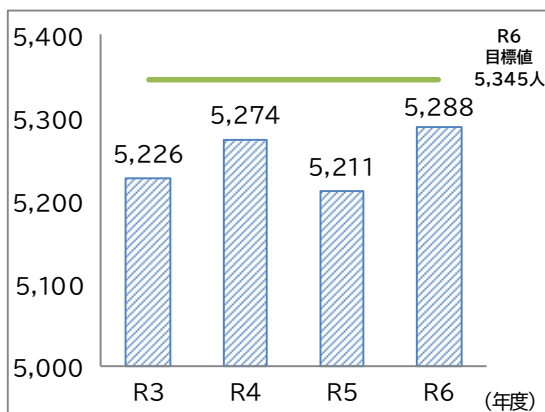
男女共同参画社会の実現には、職場や家庭、地域などの生活におけるさまざまな場面でバランスよく活動できることが重要です。

男女がともに働きながら希望する時間の使い方ができるよう、多様で柔軟な働き方の推進や、男女がお互いに協力して責任を分かちあえる取り組みを進めています。

【指標】保育所(市立)の定員



【指標】保育施設(私立等)の定員



【指標】男性の男女共同参画推進のための実施事業数

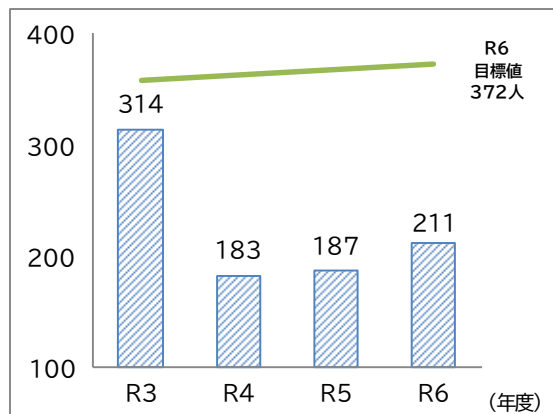
実績値				R6 目標値
R3	R4	R5	R6	
3回	3回	3回	3回	3回

施策の方針5 地域社会における男女共同参画の推進【事業数:15】

誰もが安心して暮らせるまちづくりのためには、さまざまな生活上の困難を抱えた人であっても、安心して暮らすことができる環境の整備が必要です。

このため、さまざまな生活上の困難を抱えた人たちに対して、自立に向けた支援に取り組んでいます。また、災害時の多様なニーズや女性への配慮など男女共同参画の視点を踏まえた地域防災の取り組みを行っています。

【指標】ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数



【指標】防災における女性リーダー育成のための講座等の開催回数

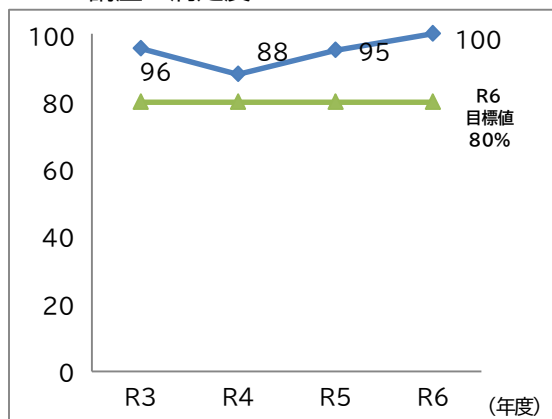
実績値				R6 目標値
R3	R4	R5	R6	
1回	1回	1回	1回	1回

施策の方針6 生涯を通じた心身の健康づくり【事業数:12】

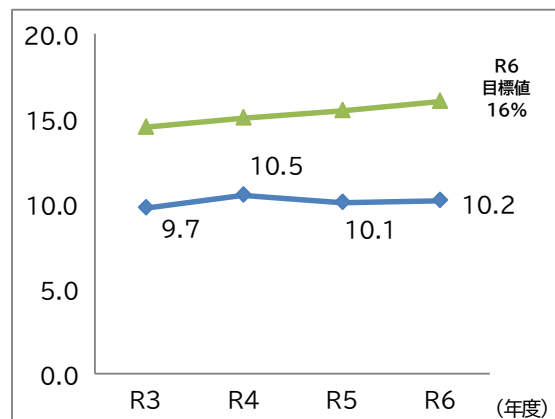
男女共同参画社会を実現するために、男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、生涯にわたる心と身体の健康づくりが必要です。

そのため、誰もが生涯を通じて心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた各種相談の充実を図るとともに、精神保健・自殺予防の対策に取り組んでいます。

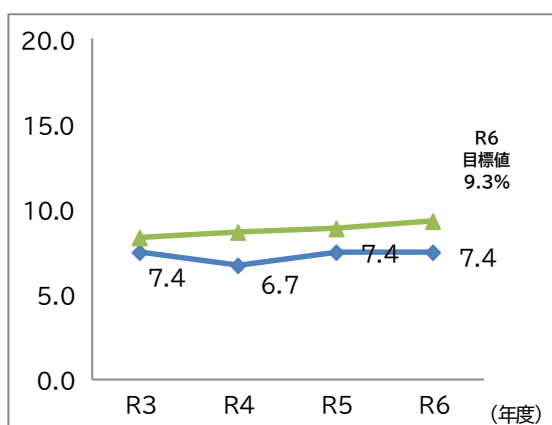
【指標】性と生殖に関する健康と権利についての
講座の満足度



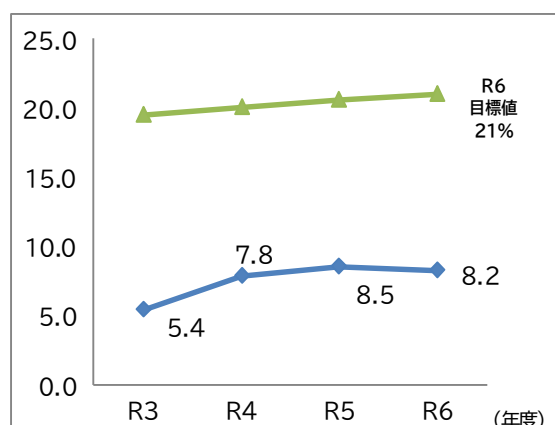
【指標】乳がん検診受診率



【指標】子宮頸がん検診受診率



【指標】前立腺がん検診受診率



【指標】自殺予防普及啓発

実績値				R6 目標値
R3	R4	R5	R6	
3回	3回	3回	3回	3回

施策の方針7 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援【事業数:27】

DV(配偶者等からの暴力)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、被害者のみならず子どもにも及ぶため、関係機関や民間団体と連携を強化して取り組む必要があります。

暴力を生まないための予防教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、あらゆる暴力の根絶のために取り組んでいます。

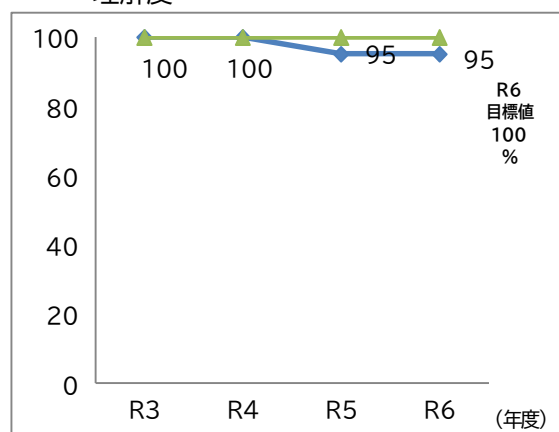
【指標】デートDV防止の啓発等の実施事業数

実績値				R6 目標値
R3	R4	R5	R6	
2回	2回	2回	2回	2回

【指標】DV防止啓発のための講座等の開催回数

実績値				R6 目標値
R3	R4	R5	R6	
1回	1回	1回	1回	1回

【指標】DVに関する職務関係者研修参加者の理解度



3 前期実施計画における個別事業の実施状況

実施計画については、各事業における年度ごとの具体的な指標と目標値を可能な限り設定し、その達成度を見ることで進捗度合の目安とします。

1	事業名	男女共同参画推進のための講座等の開催	所管課所	男女共同参画支援センター
男女共同参画の視点からの事業目的		手段		
市民の男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進を図る。		①		
事業の実施内容				
②				
活動実績		取り組みの成果		
【活動指標】 参加率		【成果指標】 満足度		
【目標】 80%		【目標】 80%		
【実績】 %		【実績】 %		
③		④		
事業の評価				
		⑤		
<R3年度評価> A				
認識した課題		課題解決に向けた対応		
⑥				

【表の見かた】

- ①事業目的と手段
- ②令和6年度に実施した事業内容
- ③活動実績(事業の実施において、所管部署がどれだけ活動したか)
- ④取り組みの成果(事業を実施したことで、男女共同参画の推進にどれだけ成果があったか)
- ⑤事業の評価
- ⑥事業の実施をとおして認識した課題と、その解決に向けた対応

<事業の評価>

各事業の進捗状況を把握するために、上記の③「活動実績」と、④「取り組みの成果」から ⑤「事業の評価」を行っています。

<評価の流れ>

- ステップ1** 「活動実績」と「取り組みの成果」のそれぞれについて「達成度」を付けます。
「達成度」は、数値目標がある場合は、下図のとおり「目標値の何%達成できたか」をもとに算定します。
数値目標がない場合は、所管部署の自己評価で達成度を付け、理由も付記します。

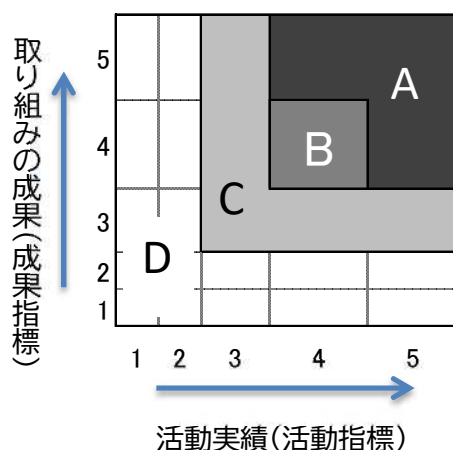
【達成度の基準】

・100%以上	⇒	5(十分に達成できた)
・80%以上100%未満	⇒	4(概ね達成できた)
・60%以上80%未満	⇒	3(達成まで今一歩)
・60%未満	⇒	2(達成は不十分)
・未実施	⇒	1(未実施)



- ステップ2** 「活動実績」と「取り組みの成果」を総合して、A～Dの4段階で評価します。
評価の方法は、下の【評価の参考図】に当てはめて行います。

【選定評価図】



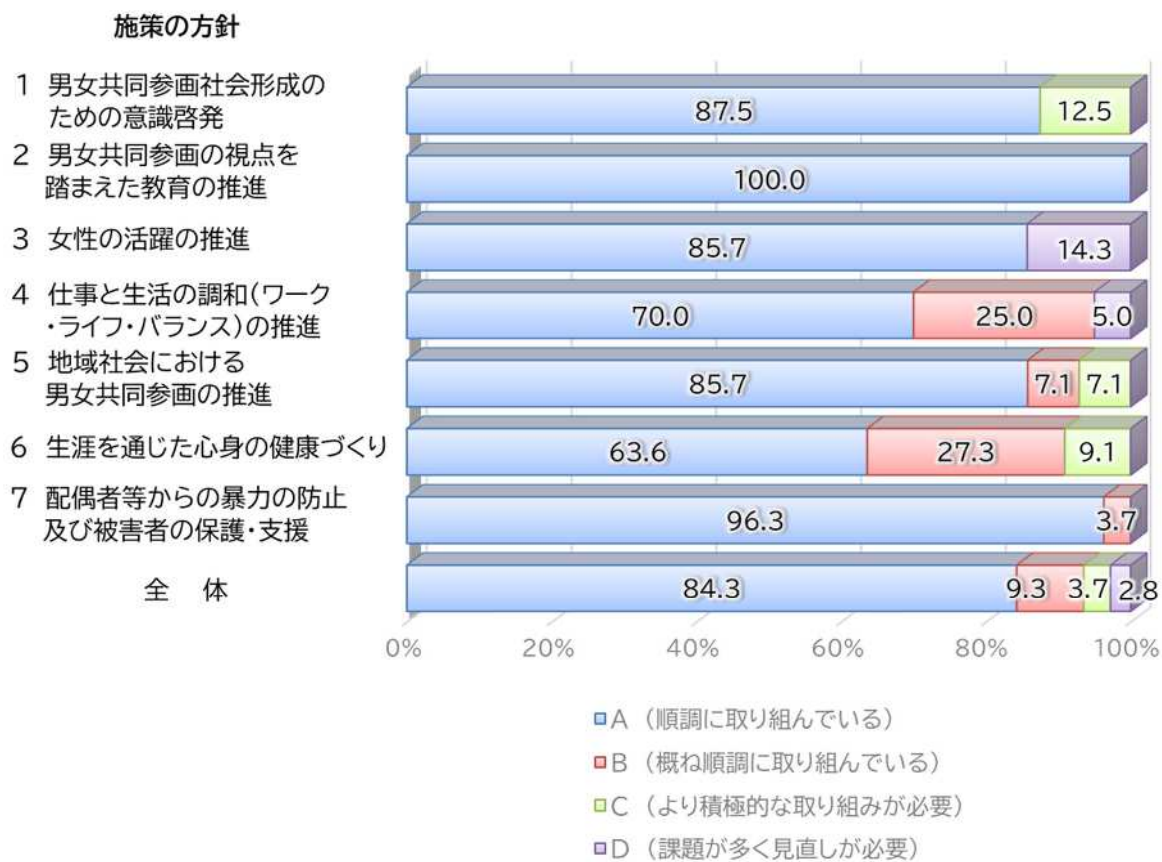
<評価区分>

- A 順調に取り組んでいる
- B 概ね順調に取り組んでいる
- C より積極的な取り組みが必要
- D 課題が多く見直しが必要
- (評価困難)←未実施等

- 例外的な評価** 目標値に対する達成度を上記の基準に当てはめると「2(達成は不十分)」になってしまうものの、多面的に見ると不十分とまではいかない場合もあります。その場合は、理由を付記し評価を変更することとしています。
通常と異なる評価をした事業、目標値の変更を行った事業については、P12～15の「個別事業の実施状況」の一覧表に「☆」のマークを付けています。

4 前期実施計画の推進状況

(1)「施策の方針」ごとの評価



(2)前期実施計画の進捗状況

事業目的に照らして概ね順調に取り組んでいる事業(評価が「B」以上の事業)は、全体の93.5%でした。

施策の方針		評価ごとの事業数						評価が B 以上の割合 (評価困難除く)
		A	B	C	D	評価 困難	合計	
1	男女共同参画社会形成のための意識啓発	14	0	2	0	0	16	87.5%
2	男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進	6	0	0	0	0	6	100.0%
3	女性の活躍の推進	12	0	0	2	0	14	85.7%
4	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	14	5	0	1	0	20	95.0%
5	地域社会における男女共同参画の推進	12	1	1	0	1	15	92.9%
6	生涯を通じた心身の健康づくり	7	3	1	0	1	12	90.9%
7	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援	26	1	0	0	0	27	100.0%
全 体 (カッコ内は、令和5年度実績)		91 (91)	10 (11)	4 (5)	3 (0)	2 (3)	110	93.5% (95.3%)

＊「評価困難」(2 件)は評価対象から除外。

- ・システムの変更により、数値を出すことができなかったため。【No.68】
- ・国の制度改正により、既に事業が終了しているため。【No.78】

<評価が「B」以上の事業割合の推移>

